

○研究活動における不正行為等への対応に関する細則

(令和 6 年 3 月 2 6 日制定)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 告発等の受付等 (第 3 条－第 5 条)
- 第 3 章 当研究所における調査 (第 6 条－第 1 3 条)
- 第 4 章 調査中の一時的措置 (第 1 4 条)
- 第 5 章 不正行為等と認定された場合の措置 (第 1 5 条－第 1 7 条)
- 第 6 章 告発者等の保護、職員の責務その他 (第 1 8 条－第 2 0 条)
- 第 7 章 不正行為等を防止するための環境 (第 2 1 条－第 2 2 条)
- 第 8 章 雑則 (第 2 3 条) 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般財団法人土地総合研究所（以下「当研究所」という。）が国費を原資として配分された競争的研究費等を使用した研究課題の実施その他の研究活動において、一般財団法人土地総合研究所就業規則（平成 4 年 6 月 1 2 日規程第 3 号）並びに土地総合研究所懲戒処分基準（平成 3 0 年 3 月 2 日制定）のほか、研究者等が行った不正行為等への対応に関する取扱い及び不正行為等を行った研究者等に対する措置の内容等について定め、もって研究活動を行う研究者等による不正行為等の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 不正行為 研究者等により研究活動において行われた、故意による、又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータ、調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサiershipをいう。
- 二 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 盗用 他の研究者等のアイディア、分析及び解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者等の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 五 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する

ことをいう。

六 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないことをいう。

七 不正使用 研究者等による、故意若しくは重大な過失による、法令に違反した使用、競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用（研究計画等に記載した目的又は用途、応募要件等に違反した競争的研究費等の使用を含む。）をいう。

八 不正受給 研究者等が、偽りその他の不正の手段により、当研究所を経由して配分機関から競争的研究費等を受給することをいう。

九 不正行為等 不正行為、不正使用及び不正受給をいう。

十 競争的研究費等 研究者が応募し選定された研究課題に対して、配分機関が当研究所に配分する研究助成等の資金をいう。

十一 配分機関 競争的研究費等を配分する国の機関及び独立行政法人をいう。

十二 研究者等 競争的研究費等による研究活動その他の研究活動に従事する研究者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいう。

十三 国のガイドライン 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）をいう。

第2章 告発等の受付等

（告発窓口）

第3条 当研究所における研究活動の運営・管理及び不正行為等の対応に係る最高管理責任者は理事長とし、最高管理責任者を補佐し研究活動の運営・管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は専務理事とする。

2 当研究所内外からの告発その他諸連絡（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は総務部とする。

3 告発窓口の職員以外の役職員等が告発等及び告発等に関する相談を受けたときは、速やかに告発窓口の職員に連絡しなければならない。

（告発等の受付）

第4条 告発等は、告発窓口の職員が電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により受け付けるものとする。

2 告発窓口の職員は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、各号に掲げる事項の全部又は一部が把握できない告発等は受理しない。この場合において、各号に掲げる事項が把握でき、受理の要件を満たした告発等を「顕名による告発等」とし、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発等を「匿名による告発等」という。ただし、告発窓口の職員は、匿名による告発等であっても、その内容に応じて、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

- 一 告発等を行おうとする者（以下「告発者」という。）の氏名、所属機関名及び連絡先
 - 二 不正行為等を行ったとする研究者等（以下「被告発者」という。）、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的及び合理的理由、不正行為等が行われた研究課題の名称
- 3 告発窓口の職員は、次の各号に掲げる調査等のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。
- 一 配分機関による調査
 - 二 当研究所による調査（監事による監事監査を含む。）
 - 三 会計検査院による実地の検査
 - 四 税務調査その他前各号に準ずる調査として当研究所が認めたもの
- 4 告発窓口の職員は、報道、学会等の研究者コミュニティ又はインターネットにより不正行為等の疑いが指摘され、かつ科学的及び合理的と認められる理由並びにその証拠が示される場合、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。
- 5 告発窓口の職員は、告発等があったときは、受理の有無、第 21 条に規定する事項、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容等を告発者に伝達するものとする。
- 6 告発窓口の職員は、告発等により不正行為等を確認したときは、理事長に対し、当該告発等について速やかに報告を行い必要な指示を仰ぐものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。
- 7 告発等の対象となる研究者及び告発等の対象となる研究者以外の者であって第 3 章の規定による調査により判明した不正行為等を行った疑いのある研究者等（以下「被告発者等」という。）についても、この細則に従い、調査、措置等の手続を行う。

（予備調査及び本調査）

第 5 条 当研究所が顕名による告発等を受理した場合、当研究所は、不正行為等が行われたか否か、関与した者、関与の程度その他必要な事項について調査する本調査を行うか否かを判断するための予備調査を行わなければならない。

第 3 章 当研究所における調査

（予備調査）

- 第 6 条 当研究所は、不正行為等の調査を行う場合、予備調査を行い、告発等を受け付けた日から 30 日以内に本調査を行うか否かを決定する。
- 2 当研究所は、告発等がなされた行為が行われた可能性、告発等内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
 - 3 当研究所は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者等に通知し、調査への協力を求めるものとする。ただし、通知することが不相当と当研究所が判断した場合は、この限りではない。

4 当研究所は、競争的研究費等を使用した研究課題に係る本調査を行うことを決定したときは、配分機関及び所管省庁に報告するものとする。

5 当研究所は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第 7 条 当研究所は、前条の規定により本調査を行うことを決定したときは、調査委員会を開催する。

2 調査委員会は、委員長 1 名及び委員複数名で構成する。

3 委員長及び委員は、理事長が外部有識者に委嘱するものとする。

4 委員長及び委員は、告発者、被告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員の通知及び異議の申立て)

第 8 条 当研究所は、調査委員会を開催することとしたときは、委員長及び委員の氏名並びに所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

2 告発者及び被告発者等は、当研究所が示した委員長及び委員の構成に異議があるときは、前項の通知を受けた日から 7 日以内に異議の申立てをすることができる。

3 前項の規定に基づき異議の申立てがあった場合、当研究所は異議の申立ての内容を審査し、委員長及び委員を交代するか否かを決定し、その結果について告発者及び被告発者等に通知するものとする。

(本調査)

第 9 条 調査委員会は、不正行為等が行われたか否か、関与した者、関与の程度その他必要な事項（物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認の証拠など）について調査する。

2 調査委員会は、必要に応じて、当研究所の主管部署、告発者、被告発者等その他当研究所が必要と認める者に報告又は情報提供を求めることができる。

(弁明の聴取)

第 10 条 調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、告発等が悪意（被告発者が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れ、又は被告発者が行う研究活動を妨害し、その他専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものか否かを認定するに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為等の認定)

第 11 条 調査委員会は、本調査の実施を決定した後概ね 30 日以内に本調査を開始し、本調査の開始後 150 日以内に結果を取りまとめ、不正行為等が行われたか否か、さらに、不正行為等が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発等が悪意に基

づくものであることが判明したときは併せてその旨を認定し、理事長に報告するものとする。

- 2 本調査において、本来存在するべき基本的な要素の不足により不正行為等の疑いを覆すに足る証拠が示されないときは、不正行為等と認定することを原則とする。

(調査結果の通知・報告)

第12条 当研究所は、告発者、被告発者等その他当研究所が必要と認める者に対し、本調査の結果として前条の認定内容を通知するものとする。

- 2 当研究所は、競争的研究費等を使用した研究課題に係る本調査の結果については、配分機関及び所管省庁に報告するものとする。

(不服申立て)

第13条 不正行為等を行ったと認定された被告発者等及び悪意に基づいて告発等を行ったと認定された告発者は、その認定に不服がある場合は、前条の通知を受けた日から30日以内に当研究所に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の規定に基づき不服申立てがあった場合、調査委員会は不服申立ての内容を審査し、再調査するか否かを決定するものとし、当研究所はその結果について告発者及び被告発者等に通知するものとする。

- 3 再調査を実施する場合、実施期間は3カ月を目安とする。

- 4 当研究所は、競争的研究費等を使用した研究課題に係る不正行為等の認定に対する不服申し立てを受けたときは、配分機関及び所管省庁に報告するものとする。前二項による再調査するか否かの決定及び再調査の結果についても同様とする。

第4章 調査中の一時的措置

第14条 当研究所は、本調査を行うことを決定した日（不正行為等の事実が確認された時はその日）以降で当研究所が適当と認める日から第16条に規定する措置が行われるまでの間、被告発者等に対し、競争的研究費等の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、採択決定後の競争的研究費等の支出留保その他必要な措置を講じることができる。

- 2 不正行為等が行われなかったと当研究所が認定した場合、当研究所は、前項の規定により行った措置を解除するとともに、被告発者等の名誉を回復する適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第5章 不正行為等と認定された場合の措置

(措置の対象)

第15条 当研究所は、本調査の結果不正行為等が認定されたときは、次の各号に掲げる者に対して必要な措置を行う。

- 一 不正行為等に関与し、又は責任を負うと当研究所が認定した次に掲げる者
 - ア 不正行為等があったと認定された研究に係る論文等において、不正行為等に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）
 - イ 不正行為等があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為等に関与したと認定された者
 - ウ 不正行為等に関与したとまでは認定されないものの、不正行為等があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- 二 不正使用及び不正受給に関与し、又は責任を負うと認定された者
（措置の実施）

第 16 条 当研究所は、前条の被認定者に対して、一般財団法人土地総合研究所就業規則及び土地総合研究所懲戒処分基準に基づき、当研究所が必要と認める措置を行うものとする。

2 当研究所は、前項に定める措置を行うことを決定したときは、当該措置対象者及び告発者に通知し、競争的研究費等を使用した研究課題に関するものについては配分機関及び所管省庁に報告するものとする。

（公表）

第 17 条 当研究所は、不正行為等の認定に関連して措置を実施するときは、国のガイドラインに従い遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表内容は、被告発者の氏名、所属、不正行為等が行われた研究課題の名称、不正行為等の態様及び措置内容とする。

3 第 1 項において、被認定者が他機関等に異動し、当該機関において不正行為等の事実がないとき、当研究所は当該機関名及び所属等を公表しないことができる。

第 6 章 告発者等の保護、職員の責務その他

（告発者及び被告発者の保護）

第 18 条 当研究所は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、告発者に対し、単に告発等をしたことのみを理由として、当研究所に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 当研究所は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発等がなされたことのみを理由として、当研究所に係る研究活動の停止、中止又はその他の不利益な取扱いをしてはならない。

（悪意に基づく告発等の防止等）

第 19 条 当研究所は、悪意に基づく告発等を防止するため、告発等は原則として第 4 条第 2 項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発等であったと認定された場合には氏名の

公表、刑事告発等があり得ること等を告発者に伝えるものとする。

(秘密保持義務)

第 20 条 当研究所は、措置結果を公表するまで、告発者、被告発者、告発内容、調査内容等について外部に漏えいしないよう、役職員等並びに調査委員会及び証言を行った者等の秘密保持を徹底しなければならない。

第 7 章 不正行為等を防止するための環境

(研究倫理の教育)

第 21 条 不正行為等を防止するために、専務理事を責任者として、当研究所のすべての研究者等に研究倫理及びコンプライアンスに関する教育を実施するものとする。

2 研究倫理の教育は 1 年に 1 回以上行うものとし、座学講習のほか、外部教材の通読をもって受講に代えることができるものとする。

(研究データ保存・開示担当者)

第 22 条 不正行為等を防止するために、当研究所に研究データ保存・開示担当者を置く。

2 研究データ保存・開示担当者は研究理事とする。

3 保存・開示担当者は、研究データの保存管理を行うとともに、必要に応じて研究データを開示するものとする。

第 8 章 雑則

(雑則)

第 23 条 この細則に定めのない事項については、国のガイドラインに沿って、適切に対応するものとする。

附 則

この細則は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。